

# 令和 5 年度 政策評価（案）について

## 1 令和 5 年度政策評価の主なポイントについて

### 基本評価（施策評価）の見直し

令和 4 年度特定課題評価の全体意見「適切な指標の設定」を踏まえ、基本評価（施策評価）における「成果指標設定基準の明確化」や「その他統計数値等を用いた評価の実施」などの見直しを行うこととし、「令和 5 年度基本評価における一次政策評価実施方針」に必要な事項を定める。

#### ・成果指標設定基準の明確化

評価の客観性の確保に向けて、指標設定のルールを見える化

#### ・その他統計数値等を用いた評価の実施

道民の認識や道政課題等に関連する成果指標以外のデータ（統計数値）を分析し、課題を明らかにした上で、評価結果に反映

### 公共事業事後評価（試行）

事前評価等の対象となった地区の事業完了後において、事業効果の発現状況や整備施設の管理状況等の確認を行い、その結果を同種事業の今後の実施に活用する。

## 2 各評価の考え方

### （1）基本評価

#### ア 施策評価

総合計画で掲げた政策目標の実現に向け、重点戦略計画などに関連する施策を一体的に推進管理をするため、目標・指標など具体の根拠に基づく施策の点検・検証を行い、今後の施策展開の基本的な考え方や方向性などを明らかにする。

#### イ 事務事業評価

施策評価と一体的に改善等を要する事務事業を選定し、点検・検証を行う。

### （2）公共事業評価

#### ア 公共事業再評価

事業着手から一定期間経過後での継続事業の妥当性などを検証するため、事業実施中の地区ごとに点検・検証を行い、公共事業の効果的・効率的な実施と実施過程の透明性の一層の向上を図る。

#### イ 公共事業（大規模等）事前評価

大規模な公共事業等について、事業の企画・立案段階で必要性や事業効果などを点検・検証するとともに、事業内容や検討状況等を明らかにすることにより、企画・立案過程の透明性の一層の向上を図る。

### （3）特定課題評価

令和 4 年度に引き続き、総合計画に掲げる政策の推進を対象テーマとして、総合計画の政策展開の体系上 2 1 の政策の柱のうち、7 つについて、政策評価委員（基本評価等専門委員会）によるヒアリング等の調査審議の実施を通じて、施策評価を基に政策（政策の柱）を評価する。